令和７年第４回
泉南市議会定例会議員提出議案書

目　　次

議案番号	件　　名	ページ
議員提出議案第３号	最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書について	3
議員提出議案第４号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について	5

議員提出議案第３号

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書について

上記、議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

令和７年１２月１７日提出

泉南市議会議長　　河 部　　優　　様

提出者　　泉南市議会議員　　大森　和夫

賛成者　　泉南市議会議員　　楠　　成明

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する
速やかな被害回復措置を求める意見書（案）

2013 年から 2015 年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均 6.5%、最大 10%引き下げられた（以下、「本件引き下げ」という）。

本件引下げについて、29 都道府県で、1,027 人の原告が取り消しを求めて提訴したところ、令和７年６月 27 日、最高裁判所が、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、本件引き下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められている。

しかしながら、判決から一定の期間が経過している現在も、具体的な被害回復措置の全体像が明らかになっておらず、利用者の不安が続いている状況にある。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び母子世帯などで構成されており、数百万人規模の生活保護利用者全体に大きな影響を与えている。所得の低い層に限定されることから、消費の抑制や地域経済への悪影響も懸念される。

したがって、最高裁判決の趣旨を踏まえ、全ての生活保護利用者が安心して生活できるよう、被害回復措置を早急に講じることが強く求められる。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、本件引き下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることが重要である。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定される。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望する。

記

１、全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかにとること。
２、生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
３、違法とされた保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和７年１２月１７日
泉　南　市　議　会

議員提出議案第４号

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について

上記、議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

令和７年１２月１７日提出

泉南市議会議長　　河 部　　優　　様

提出者　　泉南市議会議員　　楠　　成明

賛成者　　泉南市議会議員　　大森　和夫

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）

いま、重くのしかかる国保料は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約 3,400 億円の財政支援を行っている。しかし、全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1 兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400 億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の 1962 年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022 年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が予定されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

以上の趣旨から、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対して、以下の内容についての意見書を提出する。

記

１、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和７年１２月１７日

泉　南　市　議　会